

議案第15号

鳥取県教育職員の免許状の授与等に関する規則の一部改正について

鳥取県教育職員の免許状の授与等に関する規則の一部改正について、別紙のとおり議決を求めます。

令和7年3月15日

鳥取県教育委員会教育長 足羽英樹

鳥取県教育職員の免許状の授与等に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県教育職員の免許状の授与等に関する規則（昭和43年鳥取県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(臨時免許状の授与の出願)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項の規定は、<u>免許法第17条</u>の規定により臨時免許状の授与を受けようとする者について準用する。この場合においては、第2条第1項の表5の項ア及びイに掲げる書類を併せて添付しなければならない。</p> <p><u>(免許状の再授与の出願の特例)</u></p> <p>第5条 <u>免許法第16条の2に規定する免許状の再授与を受けようとする場合には、前3条の規定により提出すべき書類に加え、再び免許状を授与するのが適当であることを確認するために教育長が必要と認める書類を提出しなければならない。</u></p> <p>(新教育領域の追加の定めの出願)</p> <p>第6条 略</p> <p>様式第1号の2 <u>(第6条関係)</u></p> <p style="text-align: center;">略</p> <p>備考 略</p> <p>様式第2号 (第2条—第4条、第8条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">宣誓書</p> <p>私は、次の各号のいずれの者にも該当しないことを誓います。</p> <p>1 <u>拘禁刑以上の刑又は懲役若しくは禁錮に処せられた者</u></p> <p>2～4 略</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p> <p>鳥取県教育委員会 様</p> </div>	<p>(臨時免許状の授与の出願)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項の規定は、<u>免許法第17条第1項</u>の規定により臨時免許状の授与を受けようとする者について準用する。この場合においては、第2条第1項の表5の項ア及びイに掲げる書類を併せて添付しなければならない。</p> <p>(新教育領域の追加の定めの出願)</p> <p>第5条 略</p> <p>第6条 <u>削除</u></p> <p>様式第1号の2 <u>(第5条関係)</u></p> <p style="text-align: center;">略</p> <p>備考 略</p> <p>様式第2号 (第2条—第4条、第8条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">宣誓書</p> <p>私は、次の各号のいずれの者にも該当しないことを誓います。</p> <p>1 <u>禁錮以上の刑に処せられた者</u></p> <p>2～4 略</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏 名 ㊟</p> <p>鳥取県教育委員会 様</p> </div> <p>備考 <u>氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。</u></p>

様式第6号 (第7条、第9条—第11条関係)

履歴書

現住所
氏名
年月日生

記

1～4 略
上記のとおり相違ありません。
年月日
氏名
上記のとおり確認する。
年月日
学校長(所属長)氏名印

備考

1～4 略

5 略

様式9号の2 (第12条関係)

身上異動証明書

現住所
氏名
年月日生

記

略

上記のとおり相違ありません。
年月日
氏名
上記のとおり確認する。
年月日
学校長(所属長)氏名印

備考 本籍地の変更、改正、改名等について記載すること。

様式第20号 (第24条関係)

教育職員免許状授与証明書

本籍地
氏名
生年月日 年月日

上記の者に下記の教育職員免許状を授与したことを証明します。

様式第6号 (第7条、第9条—第11条関係)

履歴書

現住所
氏名
年月日生

記

1～4 略
上記のとおり相違ありません。
年月日
氏名 ㊤
上記のとおり確認する。
年月日
学校長(所属長)氏名印

備考

1～4 略

5 本人が氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

6 略

様式9号の2 (第12条関係)

身上異動証明書

現住所
氏名
年月日生

記

略

上記のとおり相違ありません。
年月日
氏名 ㊤
上記のとおり確認する。
年月日
学校長(所属長)氏名印

備考 1 本籍地の変更、改正、改名等について記載すること。

2 本人が氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第20号 (第24条関係)

記		
免許状種類		
教科、事項又は領域		
免許状番号		
授与年月日		
授与権者	鳥取県教育委員会	
追加した領域及び追加年月日	領域名	追加年月日
根拠規定		
備考		
年 月 日		
鳥取県教育委員会 印		

<p>免許状授与（交付）証明書</p> <p>本籍都道府県名</p> <p>氏 名</p> <p>生年月日 年 月 日</p> <p>頭書の者に下記のとおり免許状を授与（交付）したことを証明します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">鳥取県教育委員会 印</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 免許状の種類</p> <p>2 教 科</p> <p>3 授与年月日</p> <p>4 番 号</p>
--

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第4条第2項の改正規定、様式第2号の改正規定（次号に掲げる規定を除く。）、様式第6号の改正規定、様式第9号の2の改正規定及び様式第20号の改正規定 公布の日
- (2) 様式第2号の改正規定（「禁錮以上の刑」を「拘禁刑以上の刑又は懲役若しくは禁錮」に改める部分に限る。） 令和7年6月1日

鳥取県教育職員の免許状の授与等に関する規則の改正について

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）が令和3年6月4日に公布され、令和4年4月1日に施行されたことに伴い、鳥取県教育職員の免許状の授与等に関する規則の一部改正を行うもの。

また、刑法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

【一部改正】

○鳥取県教育職員の免許状の授与等に関する規則

【その他】

○鳥取県附属機関条例（一部改正）

○鳥取県手数料徴収条例（一部改正）

1 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の概要

- ・児童生徒等の尊厳を保持するため、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を推進し、もって児童生徒等の権利利益の擁護に資することを目的として制定。
- ・児童生徒性暴力等を行ったことにより免許状が失効した者又は取上げ処分を受けた者を「特定免許状失効者等」とし、免許管理者（当該者が居住する都道府県の教育委員会）は国が整備するデータベースへ当該者の情報を入力することが義務付けられた。（児童生徒性暴力等防止法第2条第6項、第15条）
- ・教員を任用しようとする者は、当該データベースを活用することが義務付けられた。（児童生徒性暴力等防止法第7条）
- ・特定免許状失効者等に免許状の再授与をする場合は、授与権者は、あらかじめ、都道府県教育職員免許状再授与審査会の意見を聴かなければならないこととされた。（児童生徒性暴力等防止法第22条、教育職員免許法第16条の2）

2 刑法の改正の概要

懲役刑及び禁錮刑が廃止されるとともに、拘禁刑が創設されることとなった。

3 関係規定の改正概要

鳥取県教育職員の免許状の授与等に関する規則に、特定免許状失効者等に係る免許状の再授与の出願に関する特例を新設する。

また、様式第2号中、「禁錮以上の刑」を「拘禁刑以上の刑又は懲役若しくは禁錮」とあらためる。

その他、所要の改正を行う。

<参考>

○鳥取県附属機関条例

教育委員会の附属機関として鳥取県教育職員免許状再授与審査会を設置することとし、その調査審議する事項を定める。

○鳥取県手数料徴収条例

手数料を徴収する教育職員免許法に基づく教育職員の免許状の授与に係る事務に、特定免許状失効者等に再び免許状を授与する場合の事務を加える。